

平成28年度 学術研究奨励金応募要項

公益財団法人 三島海雲記念財団

自然科学と人文科学の学術研究において、将来の発展が期待できる研究を支援します。

1. 対象分野

(ア) 自然科学部門 : 食の科学に関する学術研究

上記「食の科学」に関する学術とは、食品素材、製造・加工・調理、発酵・微生物利用、栄養・嗜好・生理機能、食の安全、疾病予防などに係る研究を対象とする。

(イ) 人文科学部門 : アジア地域を対象とし、史学・哲学・文学を中心とする人文社会科学分野における学術研究(但し、日本を中心とする研究は 除く)

2. 助成の種類と内容

1) 助成の種類

学術研究奨励金は「個人研究奨励金」と「共同研究奨励金」の2種類に分類されます。

(A) 個人研究奨励金

個人研究を対象とし、応募する研究者個人に対する助成金ですが、共同研究者のあることを妨げません。

また、年齢制限は有りませんが、若手研究者及び女性研究者の積極的応募を期待します。

(B) 共同研究奨励金

複数の研究機関又は異なる部局の研究者が、共通の課題について、共同して行う研究を対象とし、共同研究グループに対する助成金です。

※ 「個人研究奨励金」と「共同研究奨励金」の申請書は様式が異なりますので御留意下さい。

2) 助成金額及び採択件数

(A) 個人研究奨励金

1件100万円 両部門合計 51件程度 (総額 5,100万円程度)

(女性研究者と大学院博士課程後期院生で採択件数の30%を目標とします。)

(B) 共同研究奨励金

1件200万円～500万円 両部門合計 3～5件程度 (総額 1,500万円程度)

3) 助成期間 原則として1年間(平成28年7月～平成29年6月)

3. 応募資格

(A) 個人研究奨励金

- ①日本在住の研究者（国籍は問いません）、及び海外在住の日本人研究者
- ②大学院博士課程〈後期〉在籍者（及びそれに相当する大学院生）

(B) 共同研究奨励金

- ①共同研究の代表研究者とします。

代表研究者は、複数の研究機関又は異なる部局の研究者が、共通の課題について、共同して行う研究組織を代表し、計画の推進、取りまとめ等に責任をもって遂行できるものとします。

- ②代表研究者は国内の大学、研究機関に所属することとします。共同研究者は国籍、所属研究機関の所在地（海外も可）を問いません。
- ③共同研究者の1名は、代表研究者と異なる外部研究機関又は部局に所属していることを必要とします。
- ④また、分担研究費が100万円を越える共同研究者が一人以上加わることを必要とします。

4. 応募資格に関する留意点

- ①当財団の「学術研究奨励金」と「共同研究奨励金」の両方に申請することは出来ません。
- ②平成25年以降（過去3年以内）に当財団から学術賞、奨励金を受贈された方の応募は出来ません。
- ③当財団助成期間中に、同一又は類似申請研究課題で、他の民間助成財団の助成が決定している方は応募できません。
- ④公的助成（科研費等）に係る大型研究プロジェクトの代表者はご遠慮ください。なお、本助成金を受けられることが内定した後に、上記の公的助成を受けることが決まった場合は、その旨ご連絡いただき受領を遠慮いただきます。
- ⑤民間企業に所属している方や助成期間中に就職を予定される方は応募できません。また、共同研究者に民間企業に所属している方が含まれている場合も応募は出来ません。
- ⑥日本学術振興会特別研究員の方の当財団奨励金の応募は可能ですが、申請の際は、日本学術振興会特別研究員「遵守事項および諸手続きの手引き」に照らしご応募下さい。

5. 推薦者

所属機関の部局長（所属長）、または、これに準ずる方の推薦を必要とします。

「個人研究奨励金」の推薦件数は複数を可とします。「共同研究奨励金」の推薦件数は1件とします。

6. 助成の対象となる費用

研究に直接必要な経費とします。

ただし、応募者が所属する組織の間接経費・管理経費・共通経費は対象外とします。

7. 助成の対象とならない研究

- ①営利目的、又は営利につながる可能性の大きい研究
- ②他の機関からの委託研究
- ③実質的に完了している研究

8. 応募方法

- ①当財団ホームページ (<http://www.mishima-kaiun.or.jp>) の「応募手順」を確認のうえ、ご応募下さい。応募には電子登録と申請書による申請が必要となります。
- ②申請書は「申請書記入要領」に従って正しくご記入下さい。
- ③申請書は正本(片面印刷)とコピー各1部をクリップ留めして、本財団宛に郵送して下さい。
なお、ご提出いただいた申請書類は返却いたしませんので、必ずコピーを保管して下さい。

9. 応募受付期間

- ①電子登録の受付期間 平成 28 年 1 月 10 日～2 月 29 日
- ②申請書の受付期間 平成 28 年 1 月 25 日～2 月 29 日 (必着)

10. 選考方法

当財団の学術委員からなる選考委員会の選考を経て理事会で決定します。

11. 選考基準

以下の諸点に重点を置き選考します。

(A) 個人研究奨励金

- ①学術的・社会的要請が大きい研究
- ②独創性に優れ、他の研究の端緒となる可能性のある研究
- ③研究計画が十分に検討されていて目的達成の可能性が高い研究
- ④国・企業等の補助、助成が得難く当財団事業目的に沿った研究
- ⑤若い研究者の萌芽的研究

(B) 共同研究奨励金

- 上記、①～④に加え、
- ⑤複数の研究機関、異なる部局の研究者による共同研究
 - ⑥助成金は共同研究者と適切に配分されていること。

12. 選考結果通知

採否の結果は、平成 28 年 6 月中旬までに書面にて各申請者宛に通知します。また、本財団ホームページ等で公表します。

なお、採否の理由についてのご質問にはお応えいたしかねますのでご了承下さい。

13. 助成金の贈呈

平成 28 年 7 月上旬までに指定銀行口座(銀行振込)に一括交付します。(「共同研究奨励金」の共同研究者分担金も同様とします。)

14. 奨励金に対する税法上の特典

本財団助成金は、昭和 44 年 10 月 17 日付大蔵省公示第 96 号により所得税免税の特典があります。

15. 採択者の義務等

- ①助成期間が満了する平成 29 年 6 月末日までに、**研究報告書及び収支報告書**を提出して頂きます。
- ②提出いただく研究報告書は、本財団の「研究報告書」として刊行します。また、財団ホームページで公開します。
- ③助成金による研究の成果を発表(論文、口頭)する場合には、当財団の助成を受けたことを明示して頂きます。

16. 個人情報の取り扱いについて

- ①申請書にご記入頂いた個人情報は、当財団「個人情報保護方針」にもとづき、その利用範囲内で適切に取り扱わせていただきます。
- ②法令等で定める場合を除き、個人情報を第三者に提供する場合は、事前に本人の同意を得て行います。

17. 申請書類送付先およびお問い合わせ先

平成 28 年 1 月 25 日より下記新住所に事務所を移転します。

申請書は 1 月 25 日以降にご提出ください。

<申請書送付先>

公益財団法人三島海雲記念財団

〒150-0012

東京都渋谷区広尾 1-6-10 ジラッフアビル

<問合せ先>

TEL: 03-5422-9898

FAX: 03-5422-9733

E-mail mishimak15@mishima-kaiun.or.jp

以上